

佐賀県告示第百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、県営住宅を退去した者が滞納している当該県営住宅に係る住宅使用料のうち知事が指定したものに係る収納の事務を次の者に委託した。

平成二十一年四月一日

佐賀県知事 古川 康

受託者の名称 及び所在地	ニッテレ債権回収株式会社 東京都港区芝浦三丁目十六番二十号
代表者の氏名	代表取締役 岡田政幸